

申請時の確認事項(下記項目に同意が必要です)

- ① 枚方市に課税実績がある場合に限り請求ができます。
 - ※通常1月1日に住民票の記録がある市区町村で課税されます。
 - ※枚方市に住民票があっても未申告の場合は発行できません。
 - ※所得がない場合には、別途簡易申告が必要になりますので、枚方市本館1階の証明発行コーナーへ来庁する必要があります。
- ② 申請者本人または同一世帯かつ三頭親以内の方のみ申請ができます。
- ③ 枚方市から転出している場合で、転出先からさらに転居、転出している場合には本フォームでは証明書を発行できません。
(枚方市で確認できるのは枚方市から転出した住所までのため)
- ④ 証明書の送付先は、住民登録地のみです。
- ⑤ 証明手数料のほか郵送料も申請者負担となります。
- ⑥ 料金確定から証明書発送までの流れは次のとおりです。
 - ・枚方市より、料金(証明手数料+送料)確定後に e メールを送信。
 - ・申請者がクレジットカードにてお支払い(電子決済)をする。
 - ・枚方市より、お支払い確認後に証明書を発送する。注)料金確定 e メール送信後7日以内にお支払いがない場合は、請求取り下げとなりますのでご了承ください。
- ⑦ 証明書の発送はお支払いの決済完了後となるため、申請からお手元に届くまでに一定程度時間を要します。
- ⑧ 領収証は発行いたしません。お支払い内容は決済後に自動配信される e メールや、クレジットカードの利用明細書などをご確認ください。
- ⑨ 内容に疑義があった場合、電話番号にご連絡します。5開庁日以内に内容が確認できない場合、請求取り下げとなりますのでご了承ください。